

# 平成25年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

---

平成25年12月12日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成25年12月12日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第58号 玉村町行政財産使用料条例の制定について
  - 日程第 2 請願の審査報告
  - 日程第 3 陳情の審査報告
  - 日程第 4 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第 5 閉会中における所管事務調査の申し出
  - 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊 彦 君
3番	石 内 國 雄 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	齊 藤 嘉 和 君	6番	備前島 久仁子 君
7番	筑 井 あけみ 君	8番	島 田 榮 一 君
9番	町 田 宗 宏 君	10番	三 友 美 惠 子 君
11番	高 橋 茂 樹 君	12番	浅 見 武 志 君
13番	石 川 眞 男 君	14番	宇津木 治 宣 君
15番	川 端 宏 和 君	16番	柳 沢 浩 一 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝 道 君	副 町 長	重 田 正 典 君
教 育 長	新 井 道 憲 君	総 務 課 長	高 井 弘 仁 君
経営企画課長	金 田 邦 夫 君	健康福祉課長	小 林 訓 君
子ども育成課長	佐 藤 千 尋 君	住 民 課 長	山 口 隆 之 君
生活環境安全課長	齊 藤 治 正 君	経済産業課長	筑 井 俊 光 君
都市建設課長	高 橋 雅 之 君	上下水道課長	原 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	松 浦 好 一 君	学校教育課長	川 端 秀 信 君
生涯学習課長	井 野 成 美 君		

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	大 嶋 則 夫	局長補佐	石 関 清 貴
主 査	関 根 聡 子		

## ○開 議

午後 1 時 3 0 分開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 1 6 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第 1 議案第 5 8 号 玉村町行政財産使用料条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1、議案第 5 8 号 玉村町行政財産使用料条例の制定について、議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 玉村町行政財産使用料条例の制定について、これに関する会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

結果として、内容は妥当なものと認め原案可決となったものです。以下、その報告をさせていただきます。

1 2 月 3 日の本会議において町長から提案説明がありました議案第 5 8 号について、総務課長に補足説明を求めました。

その内容は、本案については、道水路以外の町有地に設置されている電柱等に対し、適切な使用料を徴収するため、電柱等工作物設置使用料の基準額を定めものです。今まで玉村町は、道水路以外の町有地に設置されている電柱等についても、玉村町道路占用料徴収条例に準じた額で道路占用料に含めて徴収していました。町の財産には、行政財産と普通財産があります。行政財産には、学校や庁舎、保育所、幼稚園、文化センターなどがあり、用途、使用目的が決められている財産です。これら行政財産の中に設置されている電柱や自動販売機が対象となります。道路、水路に電柱を立てる場合には、道路占用料徴収条例で規定されていますが、それ以外の行政財産については規定がばらばらでした。基本的には、その施設の管理条例で規定するのが通常であり、例えば文化センター管理条例の中で自動販売機などを置く場合の料金徴収について定めています。公園なども同様です。基本的には、管理条例を先行し、その条例に定めのないものについて規定するため、本条例を制定するということです。

電柱については、各施設の管理条例には規定されていないため、本条例で規定します。文化センターや学校などの電柱は、一般家庭等の宅地に電柱を立てるのと基本的には同じことです。今までは、道路占用料徴収条例に倣って徴収をしていましたが、総務課が東京電力及び N T T と交渉し、一般家庭等と同額の占用料を支払っていただけという話し合いがついたため、本条例を制定し、適正な使

用料をいただきたいと考えます。ほか、自動販売機等についても各施設の管理条例に規定されていない場合は、本条例に基づき料金を徴収するということです。

6月に東京電力と事前の打ち合わせを行い、7月に経営会議に付議し、各課に対し電柱設置状況の調査を依頼しました。道水路を除いた町有地として役場庁舎、ふるハートホール、福祉施設、運動公園、保育所、児童館、ごみステーション、消防署、クリーンセンター等、勤労者センター、道水路を除いた公園、広場、町営住宅、水道庁舎、小中学校、幼稚園、文化センター等が対象となっています。9月に各課から提出された調査結果を精査し、その後東京電力と協議を行いました。東京電力やNTTも、町有地に設置されていることの現地確認を行っています。11月には、役場庁舎内の調整会議を開催し、今後の進め方に対する打ち合わせを行いました。12月現在も、東京電力とNTTは官民境界の確認のため作業中です。平成26年1月に精査が終われば、使用料が確定すると思います。平成26年4月に納付書を発行し、適正な料金を徴収することになっています。現在公有財産に設置されている電柱は、本柱と支線、支柱等344本あります。これらの使用料は、今までは道路占用料徴収条例に基づいた820円を徴収していましたが、電気通信事業法施行令において宅地の場合は1,500円と定められていますので、本条例制定後は1,500円を徴収することができます。

このような説明を受け、委員から活発な質疑が出され、慎重に審議した結果、その後表決を行い、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上、報告とさせていただきます。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第2 請願の審査報告

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第2、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号5、東部スポーツ広場の整備に関する請願について議題といたします。

この請願につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） それでは、経済建設常任委員会に付託されておりました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

東部スポーツ広場の整備に関する請願についての審査報告です。この請願は、大勢の人が参加するグラウンドゴルフ大会が行われることを想定し、東部スポーツ広場の駐車場拡大、トイレの増設などの整備を玉村町議会に求めるものであります。

近年、玉村町のグラウンドゴルフ人口はますます増加しており、町内の大会、各区の区民大会など、年間数多くの大会が行われております。群馬県の大会は、各地区での予選会を経て行われますが、玉村町が該当している中部地区予選会の会場は、前橋、伊勢崎、境の3会場となっています。玉村町グラウンド・ゴルフ協会は、東部スポーツ広場を予選会会場にしたいとの考えを持っており、大会には900人から1,000人の選手が参加するため、その際の対応として上記のような整備を求めています。また、ほかに角刈グラウンドゴルフ場の西コースについても、立木の伐採後に残った根の整備を求めています。

都市建設課から説明を受け、現地調査もしてまいりました。その中で、駐車場については少し手を加えれば420台は確保できるということが確認できました。トイレは、現在3カ所ありますが、大会時には混んでしまい対応ができません。ただ、この場所が河川区域であるため水洗トイレの設置が難しいこともあり、仮設トイレをふやして対応したらよいのではないかという意見もありました。また、角刈のグラウンドゴルフ場の整備については賛成意見が多かったようです。

いずれにしましても、町のグラウンドゴルフ人口は多くて、400人程度の大会は年に四、五回行われていることや、グラウンドゴルフを通して健康増進を図れば大変すばらしいことでもあります。全員に意見を求めた結果、本請願は賛成多数で採択となりました。なお、審査経過はお手元に配付したとおりです。

以上で審査結果を報告いたします。終わります。

◇議長（柳沢浩一君） これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。  
〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。  
以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。  
これより本請願に対する討論を求めます。  
〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。  
次に、本請願に対する表決を行います。  
委員長の審査報告は採択とするものです。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。  
よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。  
次に、請願受理番号6、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願について議題といたします。  
この請願につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。  
宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 請願審査報告を行います。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号6番、受理年月日25年11月21日、件名「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願、請願人は前橋市大渡町の全群馬教職員組合代表、石田清人さんであります。審査結果は、趣旨採択となりました。

本請願は、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める意見書を国関係機関に上げてくれという請願であります。請願の趣旨は、長文になりますのでお手元にお配りしたとおりですが、国及び政府に対し、全国学力・学習状況調査の学校別結果の公表を認めないことを要請する意見書の提出を玉村町議会に要請するものであります。全文については文書表をごらんいただきたいと思います。

続いて、本件について担当課の補足説明をいただきました。説明によれば、平成25年度全国学力・学習状況調査は、平成25年4月24日に全国で一斉に実施され、対象は小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒で、内容は国語、算数、数学の2教科と生活習慣や学習環境等に関する質問紙の調査も行われ、調査結果は8月に公表されました。文科省の方針は、児童生徒の学力、学習状況を把握、分析し、教育姿勢の成果や課題を検証し、その改善を図ることで、この取り組みを通して教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するものであり、学校における教育指導の充実や学校状況の改善に役立てることを目的とされています。

また、平成26年度の全国学力・学習状況調査を実施するに当たり、実施要綱が11月の29日に公表されました。平成25年度実施要綱からの主な変更点は、内容や対象には変更はないが、来年度からの実施については市町村教育委員会において、それぞれの判断で実施要綱に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを可能としたものであります。また、都道府県教育委員会において市町村教育委員会の同意を得た場合は、実施要綱に定める配慮事項に基づき調査結果の公表を行うことは可能であるとし、要するに市町村教育委員会の判断に委ねられたという点が大きな変更点であります。ただし、公表するに当たり配慮事項として、単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果をあわせて公表すること、また次に市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、学校と事前に十分相談をすること、平均正答率の数値を一覧にしての公表や学校の順位づけは行わないこと、加えて児童生徒の個人情報保護や学校、地域の実情に応じた必要な配慮を行うことなどとしているとの補足説明がありました。

この説明を受け、若干の質疑の後、全委員に意見を求めた結果、町教育委員会の方針を見守りたいとする趣旨の意見が多数を占め、全員から趣旨採択とすべきとの意見が出たため、本請願を趣旨採択と決定したものであります。

審議経過については、お手元の文書表を参考にさせていただきたいと思っております。

以上、請願審査報告を終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番(町田宗宏君) 結論から最初に申し上げます。委員会では、趣旨採択と、そのような結論であったようですが、私は不採択とすべきであると考えておりますので、反対討論を行います。

子供たちは、学校、家庭、地域が一体となって育てると、これが非常に重要なことだと言われております。私もそのように認識しております。そのことは、先般の選挙の私のチラシにも書いておきました。家庭、学校、地域が一体となって子供たちを育てていくためには、情報を共有することが大切だと思います。情報がばらばらであれば、一体となつての活動などはできるはずがない。したがって、情報を共有する必要があります。その情報を共有するためには、可能な限り情報を知らせる、公表する、そのことが必要だと思うのです。PTAの活動ですとか、保護者会などが大体学校単位で行われています。町全体でPTAの会合を開くとか、保護者会を開くというのは余り聞いておりません。したがって、学校に関連する家庭、あるいは地域、例えば玉村小学校でしたら玉村小学校に通っている子供さんたちの家庭、あるいはその地域の人たちに、その学校に関する情報を知らせる必要があると思うのです。

そういう観点から、私はこの平成26年度の学力テストの結果については、学校ごとに公表するということをぜひやってもらいたい。特に小学校6年生と中学3年生については、三者面談等で詳しく各個に伝えるはずであります。しかしながら、そのほかの小学校5年生以下、あるいは中学校1、2年生の保護者には学校別の状況が、全国学力テストの結果が示されなければわからないわけです。玉村町全体のはわかるはずですが、それは公表することになっていきますからいいのですけれども、そういうことで学校別の結果を公表しないと、そういう知りたいと思っている保護者等には伝わらないと、こういうことになるわけです。したがって、ぜひ学校別の結果について公表をすべきであると、こう思っています。

ちなみに、11月29日に文部科学省から平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領というのが通達されました。これは、先ほど宇津木議員から話がありました。その中に、調査結果の公表に当たっての留意事項というのがいっぱい書いてあるのですけれども、私は特にこのように留意をして公表すれば、ほとんど問題は生じないのではないかと思うのです。請願の中に書いてあるような問題点は生じないのではないかと、このように思っております。どういうことかと申しますと、読んでみます。調査結果の公表を行う教育委員会、または学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果をあわせて公表すること、さらに調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すことと、こういうぐあいにしっかり書いてあるのです、留意事項が。そのほかにもずっとあるのですが、学校別の結果について公表をしても留意事項さえしっかり守ってやれば、請願に書かれているような問題は私は生じないと思います。したがって、本案は不採択としたいと。

以上で私の反対討論を終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君登壇〕

◇12番（浅見武志君） 賛成の立場から討論を行わせていただきます。

県から送られてきた学習状況の調査に関する実施要綱というのをこの間資料でいただきました。その中に書いてあるのですが、単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず分析結果を交えた公表をすると、また町村教育委員会において個々の学校名を明かさずに結果の公表を行う場合は、当学校と公表内容、方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や学校の順位の公表は行わないと。そういった形で、個人的な数値をあらわすことによっていじめだとか、そういった学力の問題で差ができたりだとか、そういったことを行うのではなく、やっぱり公表するのであれば学校単位で出したほうがいいのではないかと。その中で、玉村町はMANABIのひろばという形で、「全国学力・学習状況調査から見た玉村町の子どものがた」という形で、こういったものをきちんと町は公表しております。全体像で子供たちを見守るといって、やっぱり順位づけをするのではなく、そういった形で子供たちの学力の向上、それから問題点を洗って、そこをみんなで協議をして、学力を伸ばすような方向性を出すということが一番だと思っていて、この件につきましては趣旨採択ということで私はいいのではないかと思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

---

### ○日程第3 陳情の審査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号2、滝川用水沿いに街灯整備を求める陳情書について議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報

告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） それでは、陳情の審査報告をさせていただきます。

滝川用水沿いに街灯整備を求める陳情書、これに関して会議規則第95条の規定により報告させていただきます。

この陳情の趣旨ですが、サイクリングロードとしても利用されている滝川用水沿いの南面道路、これ県道藤岡大胡線錦野橋から街道橋までの約1.4キロメートル区間、これが日没後余りにも暗く危険なため、事故や事件等の予防的観点から、街灯の整備を玉村町議会に求めるものであります。

陳情者が本件で街灯整備を求めている道路は、町立南中学校の敷地にも面しており、多くの中学生が通学に利用しています。生徒たちが部活動を終えて帰宅するころは午後7時ぐらいの時間帯になることも多く、晩夏でも道路は真っ暗やみの状態であり、非常に危険を感じているとのこと。中学生以外にも、散歩をする住民やジョギング、サイクリングをする人など、多くの人がこの道路を利用しているため、事故や事件が起こる前に街灯整備するよう求めています。なお、陳情者から議会への陳情と同時に、町長に対しても同一内容の意見メールが届いております。これを受けて、町として協議した結果、9月20日付で陳情者に回答書が提出されております。

本件について、以下の補足説明を求めました。生活環境安全課からの補足説明は、町長意見メールに対して都市建設課長名で9月20日に回答した内容を示されました。

今回陳情いただきました道は、滝川緑道として植え込みも整備され、緑に親しみながら地域の皆様に散歩、ジョギング、サイクリングなどを楽しんでもらえるように滝川の管理者である群馬県が平成6年から11年度までの6年間で整備しています。そのため、整備をした群馬県に確認したところ、本来河川区域のサイクリングロードや遊歩道については、昼間の利用を想定してつくられており、夜間利用は考慮されていないため、県としては河川区域に街灯を設置することはできないとの回答でした。そのため、町では中学生の主な通学路には防犯灯を設置し、暗くなってからの帰宅も安全にできるようにしております。今後も、中学校から生徒には、安全な道を帰宅するよう注意をしていきます。また、今後も地域の区長さんとも検討を行い、街灯、防犯灯の必要性が高まれば町が県に河川占用協議を行い、占用が認可されれば設置することになりますが、河川占用するためにはいろいろな工事の制限等があると考えられ、整備には多額の事業費が予想されますので、費用対効果も考慮しながら進めていきたいと考えております。これが生活環境安全課からの説明、そして次に都市建設課からの説明もいただきました。

生活環境安全課長が説明した回答書のとおり、陳情箇所は県が設置した遊歩道であるということです。どうしてもということであれば、県はいろいろな条件をつけた上で占用ができる可能性はあるということでした。しかし、県の想定は昼間に利用していただく施設として整備しているということが

第一前提です。また、陳情者の中に中学生が通学で利用し、暗い道を帰っているという内容がありましたので、中学校にも確認したところ、防犯灯のついている明るい道、安全な道を帰宅するように学校も指導するという確認がとれていますので、このような回答になっているということでした。

全委員に意見を求めました結果、町長意見メールに対して回答した内容のとおりであるとの意見が多数を占め、採決の結果、賛成全員で不採択となりました。よって、本陳情は不採択と委員会として決定いたしました。

なお、審査経過はお手元に配付したとおりです。

以上、説明終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

委員長の審査報告は不採択とするものです。委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◇

#### ○日程第4 開会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

#### ○日程第5 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第5、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



## ○日程第6 閉会中の継続審査の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、玉村町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続審査に付することに決定いたしました。



## ○字句等整理委任について

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○町長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） それでは、閉会に当たりまして、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 12月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、12月3日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。当初提案申し上げました18議案につきまして、全て原案どおりご議決、ご同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問においては14名の議員さんからご質問をいただきました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましては、十分に尊重し、検討してまいりたいと考えております。

なお、固定資産税の徴収誤りにつきましては、町民の皆様にご迷惑をおかけしました。この場をかりまして、陳謝申し上げます。

さて、高崎玉村スマートインターチェンジが来年の2月、また東毛広域幹線道路が暫定2車線で来年9月に全線開通予定であります。玉村町の交通の利便性が飛躍的に高まり、県内でも交通のかなめとなってまいりますので、ぜひとも町の発展につなげてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、これから年の瀬を迎え何かとお忙しい時期となります。議員の皆様方におかれましては、健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



## ○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 平成25年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月3日に開会し、本日までの10日間にわたり、14人の議員による一般質問、また補正予算、条例の制定等を議員各位の熱心な審議により、全議事を議了し、無事閉会の運びとなりました。

執行におかれましては、本会議等において議員各位からの意見を十分に考慮していただき、今後の行政運営に十分反映されますよう、強く求めるものであります。

議員各位におかれましては、何かとご多忙な折、健康には十分留意をされ、ますます活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（柳沢浩一君） これをもちまして、平成25年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時8分閉会